

相談予定表 <2026年10月>

月	火	水	木	金
			1日	2日
			法 律	法 律
			登 記	
			年金・社保・労務	人権身の上
5日	6日	7日	8日	9日
法 律	法 律	法 律	法 律	法 律
	国 の 行 政	行 政 手 続		
	国 税			人権身の上
12日	13日	14日	15日	16日
	法 律	法 律	法 律	法 律
	少 年	行 政 手 続	登 記	
	不 動 産	交 通 事 故		人権身の上
19日	20日	21日	22日	23日
法 律	法 律	法 律	法 律	法 律
		行 政 手 続		
	国 税			人権身の上
26日	27日	28日	29日	30日
法 律	法 律	法 律	法 律	法 律
	少 年	行 政 手 続		
	不 動 産	交 通 事 故		人権身の上

～相談時間及び予約方法のご案内～

・法律相談（予約制）

相談時間帯：月・水・金曜日は午後1：30～4：00

火・木曜日は午前9：00～11：30

※月によって相談を行わない週がございます。

予約方法：前週の金曜日（祝日のときは木曜日）午前8：30から次週分を電話予約

・交通事故相談（予約制）

相談時間帯：毎月第2・4水曜日 午後1：30～4：00

予約方法：電話予約（次回分まで受け付けます。）

・人権身の上相談（予約制）

相談時間帯：毎週金曜日 午後1：30～4：15 予約方法：電話予約（随時）

・行政手続相談（予約制）

相談時間帯：毎週水曜日 午前9：00～11：30 予約方法：電話予約（次回分まで受け付けます。）

・国税相談、不動産相談、登記相談、年金・社会保険・労務相談、国の行政相談（全て予約制）

相談時間帯：上記カレンダーに記載された日の午後1：30～4：00

予約方法：電話予約（次回分まで受け付けます。）

・少年相談（予約制）

相談時間帯：毎月第2・4火曜日 午前9：00～午後4：00

問合せ先：八王子少年センター（042-679-1082）

※上記の各相談については、町田市在住の方のみとなります。（交通事故相談を除く）

・あくまでも専門家によるアドバイス・助言につき、解決を保証するものではありません。

・「広報まちだ」15日発行の暮らしに関する相談にも掲載してありますのでご参照ください。

・対面相談の他に電話相談、オンライン相談（一部対象外）も行っています。予約時にお申し出ください

〒194-8520 町田市森野2-2-22 町田市政策経営部広聴課（市民相談室）

電話 042-724-2102 （直通）